


所管部課	総務部職員課	部長	北田 和雄			
件名	東大和市職員の管理職員特別勤務手当支給規則の一部を改正する規則について		区分	○	1 審議事項	
関係事項	条例規則	東大和市職員の給与に関する条例				
	部課機関					
1. 要旨						
1) 改正の要旨						
<p>風水害、震災その他の災害時において週休日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給する旨、東大和市職員の給与に関する条例の一部改正が平成27年第1回定例会にて可決されたことに伴い、規則改正を行うものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参事（部長及び議会事務局長の職にある者） 6,000円</li> <li>・参事（上記の職以外の職にある者）及び副参事 5,000円</li> </ul>						
2) 影響及び効果						
平成27年度当初予算額 144千円（前年度28千円増）						
3) 施行日等						
平成27年4月1日から施行する。						
2. 経過（現時点に至るまでの経過）						
平成26年 8月 7日 人事院勧告						
平成26年10月 9日 東京都人事委員会の勧告						
平成27年 2月12日 職員組合から同意書を受理						
平成27年 2月24日 東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年条例第5号）可決						
文書課審査済						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等）						
庁議終了後、速やかに規則改正の手続きを進めたい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。